



NEWS(PRESS) RELEASE

令和6年7月23日

志摩市 健康福祉部 地域福祉課

タ イ ト ル	定額減税補足給付金（調整給付）の給付について
概 要	令和6年6月から実施されている定額減税の対象でありながら、減税を十分に受けることができない（減税しきれない）と見込まれる人に対し、その差額を給付します。
	1. 発送日 令和6年8月5日（月） 「支給のお知らせ」と「確認書」を送付します。 （郵便事情により同地域内でも配達日に差が出る場合があります。）
	2. 発送件数 約8,600件
	3. 対象者 次のどちらにも該当する人 ・令和6年度の住民税が志摩市で課税されている人。 ・令和6年6月3日（事務処理基準日）時点で、定額減税可能額が所得税又は住民税所得割額を上回る（減税しきれない）と見込まれる人。 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合を除く。
	4. 支給額 定額減税可能額が減税前額を上回る（減税しきれない）額を1万円単位で切り上げた額
	支給金額算出方法 ●所得税 定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族) — 令和6年分推計所得税額※ (減税前) = 減税しきれない額 ① (0より小さい場合は0) ●個人住民税 定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族) — 令和6年度個人住民税所得割額 (減税前) = 減税しきれない額 ② (0より小さい場合は0) ●定額減税補足給付金(調整給付)額 ① + ② = 支給額 (1万円単位に切り上げ) ※令和6年分推計所得税額 令和6年分所得税は確定していないため、令和5年分所得税を推計額として使用します
	5. 手続きについて ・「支給のお知らせ」が届いた方（手続き不要） 志摩市物価高騰生活支援給付金（追加分）、同（住民税均等割のみ課税世帯分）を受給した人で令和6年度に定額減税の対象となり、本給付金の対象となった人には、支給金額、支給



志摩市制20周年 あたりまえに、ありがとう ～志摩の魅力は十人十色～

	日、振込先口座が記載された「支給のお知らせ」が届きます。振込先口座の変更希望又は給付を辞退する場合は期限(令和6年8月20日)までに給付金事務局へご連絡ください。 ・「<u>確認書</u>」が届いた方(手続き必要) 上記以外の本給付金の対象者には、支給金額、振込先口座等が記載された「確認書」が届きます。対象者の氏名、確認日、連絡先電話番号を記載の上、本人確認書類を添付して同封の返信用封筒で返送してください。振込先口座欄に口座情報の記載が無い場合や、振込先口座に変更がある場合は、記入例に従い記入の上、添付書類とともに返送してください。
そ の 他	
参 考 H P	
お 問 合 せ 先	志摩市健康福祉部地域福祉課 担当 荻野 TEL 0599-44-0283 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp

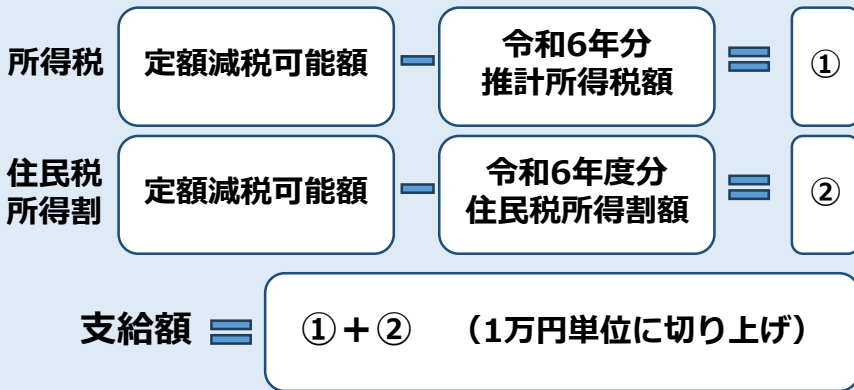
定額減税補足給付金（調整給付）対象の皆さまへ

 **志摩市**

志摩市定額減税補足給付金（調整給付）のご案内

- 定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対する定額減税補足給付金（調整給付）は、低所得者支援および定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて給付されます。
- 定額減税補足給付金（調整給付）を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給金額について



支給時期

志摩市が確認書を受理した日から
（またはオンライン申請を受付した日から）
1ヶ月以内が目安です。

※書類に不備がない場合

支給対象および手続き

支給対象者

以下のいずれにも当てはまる方

- ◆ 定額減税可能額が、「**令和6年分推計所得税額**」または「**令和6年度分個人住民税所得割額**」を上回る方
- ◆ 合計所得金額が**1,805万円以下の納税義務者**

手続きの方法

確認書を返送する場合

内容を確認し、返送してください。

※本人確認書類や口座確認書類等の添付書類が必要となる場合がございます。ご自身の必要書類については、届いた確認書をよくご確認ください。

オンライン申請をする場合

確認書に記載のQRコードを読み取り、手続きを行ってください。

※本人確認書類や口座確認書類の提出が必要な場合はスマートフォン等で原本を撮影した画像を添付してください。

※オンライン申請をする場合は、確認書を返送していただく必要はありません。

申請期限 令和6年10月31日（当日消印有効）（オンライン申請する場合も同日締切です。）

「よくあるご質問」については裏面をご確認ください。

よくあるご質問

Q.定額減税補足給付金（調整給付）の支給団体はどのように決まるか。

- A.この給付金は、令和6年度個人住民税が課税される市区町村から給付されます。
※令和6年度個人住民税は、令和6年1月1日時点で住民票があった自治体で課税されます。

Q.定額減税とはどのような制度か。

- A.納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円分を減税する制度です。

Q.定額減税可能額とはなにか。

- A.定額減税可能額の計算式
- ・所得税分 = 3万円×（本人+扶養親族数）
 - ・住民税所得割分 = 1万円×（本人+扶養親族数）
- （例）配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり
- ・所得税分 = 3万円×（1+3）= 12万円
 - ・住民税所得割分 = 1万円×（1+3）= 4万円

Q.令和6年分推計所得税額とはなにか。

- A.事務処理基準日（6月3日）時点で入手可能な令和5年中の所得等の情報をもとに算出した所得税額です。（復興特別所得税は含まれておりません。）

Q.事務処理基準日とはなにか。

- A.調整給付額算定の事務処理（課税情報の抽出など）を進める目安となる日のことで、6月3日を事務処理基準日としています。

Q.修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税額の判明などにより、給付金額に不足が生じた場合はどうなるのか。

- A.令和7年以降に追加給付予定です。

Q.支給額や推計所得税等の各数値について、重大な相違がある場合はどうすればよいのか。

- A.給付金額に不足が生じた場合は、当該不足分を令和7年以降に給付することとしており、不利が生じない制度となっておりますが、重大な相違があると認められる場合は支給額の再算定を行う場合もあります。

Q.この給付金は課税対象か。また、差押えの対象となるのか。

- A.給付金の収入は非課税です。また、差押えの対象ではありません。

Q.マイナンバーカードに公金受取口座を登録している場合、定額減税補足給付金の受給手続きは必要なのか。

- A.志摩市においては定額減税補足給付金をマイナンバーカードの公金受取口座機能を使って受給することはできません。対象者には確認書が届きますので、書面での申請、またはオンライン申請を行ってください。



準備中

確認書の書き方の説明動画はこちらのQRコードから視聴できます。



準備中

オンラインでの申請はこちらのQRコードから申請できます



志摩市定額減税補足給付金（調整給付）の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

☎0120-105-295（受付時間 8:30～20:00※土日祝含む）

●住民税に関するお問い合わせ

志摩市役所 課税課

☎0599-44-0211（受付時間：8:30～17:15※土日祝除く）

※本事業は志摩市の委託事業です。



詳しくは、上記QRコードより
志摩市ホームページもご覧ください。
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。